

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節 総則

第1項 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

なお、「東海地震に関する事前対策」は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第6条の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」）において、警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を中心に、また強化地域に指定されていない地域における事前対策についても必要な事項を定め、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 東海地震に関する事前対策の性質

- 1 「東海地震に関する事前対策」は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。なお、本市は強化地域に指定されていないが、地震防災の強化を図るため強化地域に準じて、必要な事前対策を行う。
- 2 「東海地震に関する事前対策」は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言時から地震発生までの間における事前応急対策を定める。地震発生後は、第3章「災害応急対策」に定めるところにより対処する。
- 3 市及び関係機関は、「東海地震に関する事前対策」に基づいてそれぞれ必要な具体的対策等を定めその実施に万全を期する。

第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節に準ずる。

第4項 東海地震に関する情報

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、下表の情報を発表する。

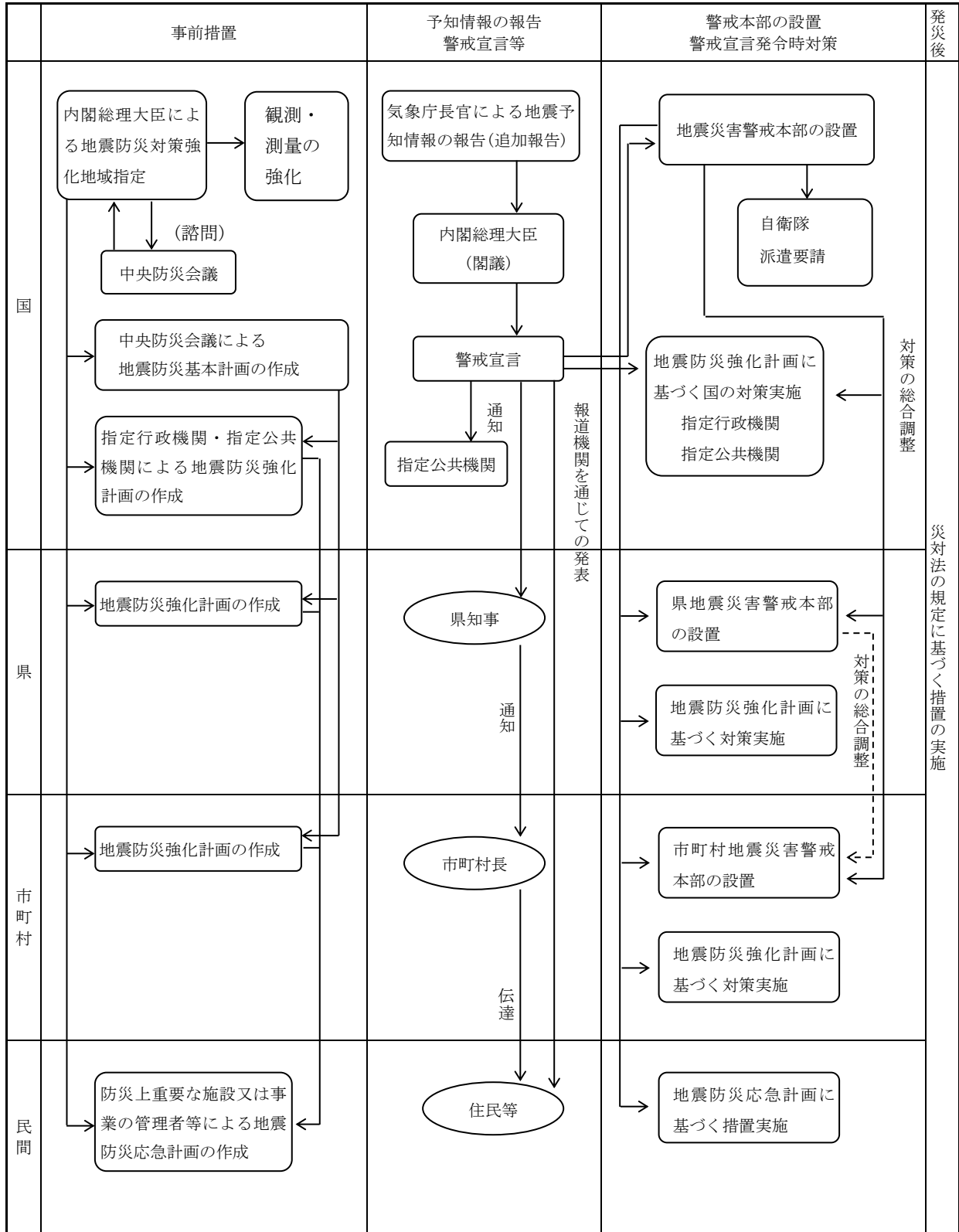
種類	東海地震に関する情報の発表基準
東海地震に関連する調査情報(臨時)	<ul style="list-style-type: none"> ・1カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合 ・その他、ひずみ計で東海地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合 ・東海地域においてマグニチュード6.0以上の(或いは震度5弱以上を観測した)地震が発生した場合で、ひずみ計で当該地震に対応するステップ状の変化以外の特異な変化を観測した場合 ・東海地域においてマグニチュード5.0以上の低角逆断層型の地震(プレート境界の地震)が発生した場合、マグニチュード4.0以上の(或いは震度4以上

	を観測した) 地震が短時間で複数発生した場合またはプレート境界のすべりによると考えられる顕著な地震活動を観測した場合などにおいて、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合
東海地震 注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 カ以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測した場合であって、判定会において、その変化が前兆すべり (プレスリップ) である可能性が高まったと判定された場合 ・ 3 カ以上のひずみ計で有意な変化を観測し、東海地震の発生のおそれについて検討が必要と判断した場合 (急激な変化が観測され、「判定会」の開催が間に合わない場合の基準)
東海地震 予知情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 カ以上のひずみ計で有意な変化を観測し、判定会において、その変化が前兆すべり (プレスリップ) によるものであると判定された場合 ・ 5 カ以上のひずみ計で有意な変化を観測 (或いはそれに相当する現象を観測) し、かつその変化を基に推定した前兆すべり (プレスリップ) の発生場所が、東海地震の想定震源域内に求まった場合 (急激な変化が観測され、「判定会」の開催が間に合わない場合の基準)

第5項 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。

体系図



第6項 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策を実施する。

第7項 強化地域

本県における強化地域は、中津川市1市である。

第8項 地震防災応急計画の作成

事業所等は、警戒宣言発令時等における事前対策を円滑に行うため、事前に地震防災応急対策計画を作成し、地震災害の未然防止と社会的混乱の防止を図る。

第2節 活動体制

第1項 地震災害警戒本部の設置等

1 準備、警戒及び非常体制

警戒宣言が発せられた場合、下記により非常体制をとり、警戒宣言発令時対策を実施するための体制を強化する。

また、警戒宣言前の注意情報発令時においても、準備的行動を実施するための体制をとる。

種別	基準	体制をとる班(人員)	活動内容	市本部等
第一警戒体制	気象庁から「東海地震に関連する調査情報(臨時)」の発表があったとき	1 一般対策計画第3章第1節第1項の第一警戒配置に準ずる	1 各種情報の収集と関係機関との連絡に当たるとともに、実情に応じた準備活動をする	
第二警戒体制	気象庁から「東海地震注意情報」の発表があったとき	1 一般対策計画第3章第1節第1項の第二警戒配置に準ずる 2 その他の職員は自宅待機とする	1 各種情報の収集と関係機関との連絡に当たるとともに、実情に応じた準備活動をする	災害警戒本部を設置する
非常体制	気象庁から「東海地震予知情報」(警戒宣言発令を含む)の発表があったとき	1 一般対策計画第3章第1節第1項の非常体制に準ずる 2 部長以上は、災害対策本部へ、その他の職員は、勤務場所へ出勤する	1 人命の確保、火災、爆発等の防止措置を執るため、組織的な防災活動を行う	災害対策本部を設置する

なお、警戒解除宣言が発せられた場合、市町村災害対策本部を廃止する。

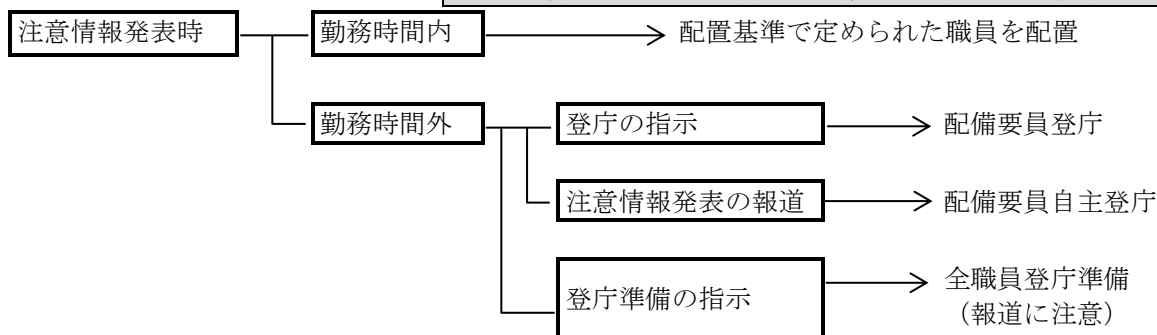
2 職員の動員体制

警戒宣言が発せられてから、大規模な地震が発生するまでは、その前の注意情報発表の段階を含めても、比較的短時間と考えられ、この間に東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な要員の動員が不可欠なものであり、市は次のとおり職員の動員体制を定めておく。

(1) 注意情報が発表された時

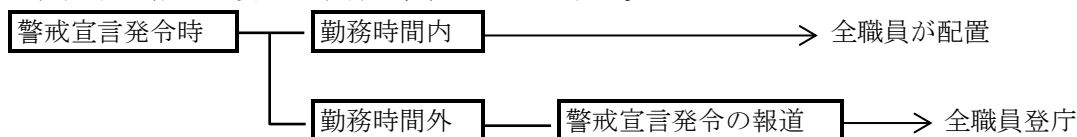
注意情報が発表された場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備し、勤務時間外においては、各部・班で定める情報伝達経路により緊急配備につく者に登庁を指示し、警戒体制につく者に対し登庁準備を指示する。

なお、あらかじめ配置要員に指定された者は、注意情報発表の報道に接した場合は、登庁の指示を待つことなく自主的に登庁する。



(2) 警戒宣言が発令された時

警戒宣言が発せられた場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配置し、勤務時間外においては、非常体制につく全職員がラジオ、テレビの報道に注意し、警戒宣言発令の報道に接した場合は、直ちに登庁する。



3 防災活動状況等の報告

(1) 東海地震の予知に係る対策の実施状況等について報告すべき項目及び主な内容は、次のとおりである。

なお、報告内容は、「災害情報用紙(様式118号)」により本部連絡員に提出するものとする。

項目	主な内容	報告担当班
異常事態の発生	1. 発生時刻 2. 場所 3. 異常な事態の状況 4. 応急にとられた措置 5. 必要と認める措置 6. 異常な事態解消の見込み	各班
交通規制	1. 規制路線 2. 規制区間 3. 規制開始時刻 4. 自動車の運行状況 5. 交通規制広報の状況	危機管理班・土木監理班 (県支部警察班)
消防及び水防	消防職員、団員及び水防団員の配備状況	消防は消防班、水防は土木監理班
保健衛生	医療救護班出動準備状況	子育て・健幸班
防災活動体制の整備	1. 災害対策本部の設置場所及び時刻 2. 必要な要員の参集状況	危機管理班

(2) 報告系統

市本部は県本部の指示に基づき、電話及び県防災無線を使い、県支部に報告する。

第2項 防災関係機関の災害対策組織

1 注意情報発表時

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長(以下「防災関係機関の長」という。)は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとる。

2 警戒宣言発令時

防災関係機関の長は、警戒宣言が発せられた場合、その所管に係る警戒宣言発令時対策を実施

するため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置する。

3 警戒解除宣言発令時

防災関係機関の長は、警戒解除宣言が発せられた場合、災害対策組織を廃止するものとする。

第3項 防災上重要な施設の管理者

1 注意情報発表時

防災上重要な施設の管理者は、注意情報発表の報道に接した場合、実情に応じた準備活動を実施する。

2 警戒宣言発令時

防災上重要な施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防災活動を実施するものとする。

第4項 地域住民の自主防災組織

1 注意情報発表時

地域住民の自主防災組織は、注意情報が発表された場合、注意情報発表の地域住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施する。

2 警戒宣言発令時

地域住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動する。

第3節 協力体制

【方針】

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

【実施担当部】

市長室 各担当部局

【実施内容】

1 相互連携及び応援

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他の機関の応援を求める必要が生じた場合は、直接災害応援協定を締結している他機関に対し、応援の要請又はあつせんを依頼し協力を得る。

2 自衛隊地震防災派遣

本部長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めたときは、第3章第3節「自衛隊災害派遣要請」により自衛隊の派遣を依頼する。

3 警戒宣言後の緊急輸送の実施

市本部は、警戒宣言後の緊急輸送の実施について調整を行う。

4 警戒宣言前からの準備的行動

市は、広域的な応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している自治体や関係機関及び隣接自治体等の体制を確認する。

第4節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

【方針】

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

【実施担当部】

市長室

【実施内容】

1 伝達する情報

- (1) 「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報（臨時及び定例）」（以下「東海地震に関する情報」という。）
- (2) 警戒宣言発令

2 伝達主体

県は、地震予知情報等を市町村、関係機関へ伝達する。

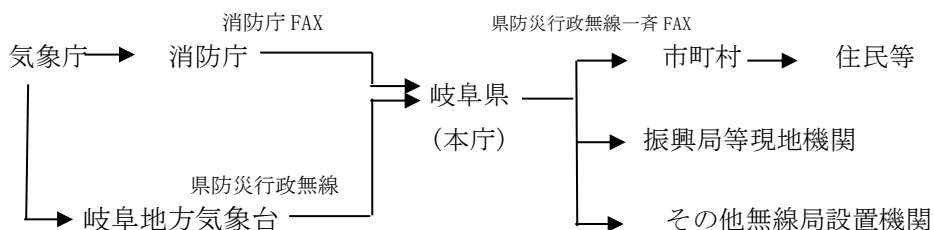
市及び県は、地震予知情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報無線等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。

なお、この場合、地震予知情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示すものとする。

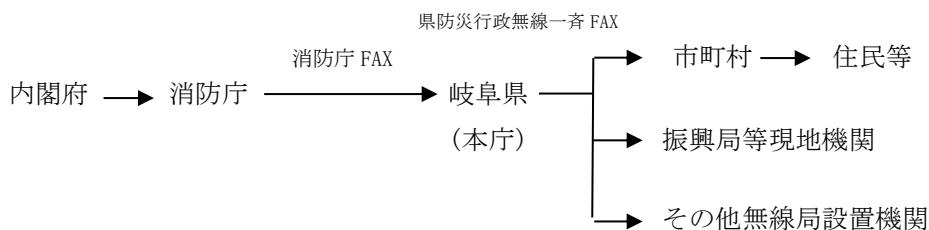
市、県、防災関係機関、鉄道や百貨店等関係事業者は、地震予知情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達する。

3 伝達経路

(1) 地震予知情報



(2) 警戒宣言



第5節 広報対策

【方針】

地震予知情報等が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速かつ的確な広報を実施する。

【実施担当部】

市長室

【実施内容】

1 警戒宣言時対策

(1) 広報の内容

市及び防災関係機関等は、住民等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して、主に下記の内容について広報する。

- ア 地震予知情報の内容、特に市内の地震の予想
- イ 交通規制に関する情報
- ウ ライフラインに関する情報
- エ 生活関連情報
- オ 小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- カ 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- キ 応急計画を作成しない事業所及び地域住民が執るべき措置
- ク 金融機関が講じた措置に関する情報
- ケ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

(参考)広報例文



注意情報発表時	<p>○こちらは、広報はしまです。本日〇時〇分、気象庁から、東海地震注意情報が発表されました。</p> <p>○この注意情報は、東海地域の地震観測データに異常な変化があり、東海地震発生の可能性が高まっていると認められた場合に発表されるものです。今の段階では、このデータが東海地震の発生に結びつくかどうか分かりません。</p> <p>○注意情報が発表されると、警戒宣言発令に備えた事前の準備行動がとられますが、社会機能がストップすることはありません。</p> <p>○住民の皆さんは、テレビ、ラジオのニュースに十分注意し、デマなどに惑わされず、冷静に行動してください。</p>
警戒宣言時（発令後の初期段階）	<p>○こちらは、広報はしまです。先ほど東海地震の警戒宣言が発令されました。</p> <p>○これによりますと、駿河湾付近を震源域とする大地震が2、3日以内に発生するおそれがあるとのことです。</p> <p>○この地震が起きると、羽島市では震度5弱から5強程度の揺れが予想されます。</p> <p>○地震の発生を止めることはできませんが、落ち着いて適切な対応を行えば、被害を最小限に食い止めることができます。</p> <p>○住民の皆さんは、先ず、火の始末、水の汲み置き、非常持出し品の準備、家具の転倒防止をし、身軽な服装に着替えておきましょう。また、デマなどに惑わされないよう、テレビ、ラジオのニュースなど、正しい情報に耳を傾け、落ち着いて行動してください。</p> <p>○次に、自主防災、自治会の役員などの地域のリーダーの皆さんにお願いします。市役所、警察、消防の指示に従い、住民の方々と協力して、防火水</p>

	槽、消火器具の点検、情報の連絡などの防災活動に当たってください。 ○最後に事務所や事業所の方々にお願いします。消防計画などに基づき、利用客の案内・誘導、消防設備や危険物の点検などを実施してください。
--	--

(2) 広報の手段

市及び防災関係機関等は、ラジオ、テレビ（文字放送を含む）等報道機関への情報提供、インターネット、同報無線、広報車、自主防災組織または自衛消防組織等により広報を行う。

参考 サイレンの吹鳴及び警鐘による地震防災信号

サイレン	警鐘
(約4.5秒)  (約1.5秒)	(5点) 
備考1 サイレンは、5回以上適宜の時間継続して吹鳴する。	
備考2 警鐘は、10回以上適宜の時間継続して打鐘する。	

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。

また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

(3) 問い合わせ窓口

市は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) 報道機関との応援協力関係

市及び県と報道機関は、警戒宣言が行われた場合の報道について、あらかじめ報道協定を締結することとしており、そうした協定に基づき、必要な情報提供を行うものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移及び不要不急の旅行や出張等を自粛すべきことを広報する。

第6節 事前避難対策

【方針】

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を確保するため、市は地域住民の自主防災組織と連携し、県警察の協力を得て迅速的確かつ避難対策を実施する。

【実施担当部】

各担当部局

【実施内容】

1 避難対策の基本方針

警戒宣言が発せられた場合、住民等は、居住する建物の耐震性等から判断し、建物内外の安全と思われる場所で防災措置を実施する。

特に、居住する建物の耐震性あるいは地盤等の状況に応じて避難が必要な場合は、一時避難地・避難場所等の付近の安全な空地へ自主避難するものとする。

2 避難場所の設置・避難生活

(1) 設置場所

原則として市指定の公園、学校のグラウンド等の屋外に設置する。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

(2) 避難所の運営

避難所における避難生活は、次により行うものとする。

ア 市は、住民が避難した指定避難所には市職員を置く。

イ 市は、自主防災会、使用する学校施設の管理者等と協力して運営する。

ウ 運営に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。

エ 自主防災会等は避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

(3) 避難生活の確保

ア 住民は、避難生活に必要な食料、飲料水等の生活必需品は、避難者各自が3日間分の非常持出品を準備することを原則とする。

イ 避難場所となる公園、学校のグラウンド等には、必要に応じてテントを設営する。

当該テントの設営は、市職員の指示に基づき、自主防災会等の協力を得て実施する。

ウ 市は、指定避難所に避難生活に必要な物資等を配置し、応急活動を実施する。

3 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、強化地域か否かに関係なく、確実に実施されることが必要である。

(1) 学校等

学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

(2) 要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の実情に合わせた安全施策を図る。

第7節 消防・水防対策

【方針】

消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱等に備える。

【実施担当部】

消防本部 建設部 市長室

【実施内容】

1 消火対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- (2) 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- (3) 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- (4) 自主防災組織等の活動に対する指導
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

2 水害予防対策

水防管理者(市)は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずる。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- (2) 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- (3) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

3 警戒宣言前からの準備的行動

消防本部や水防管理団体(市)は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第8節 交通対策

【方針】

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制、鉄道の運行制限を実施する。

【実施担当部】

建設部 生活環境部

【実施内容】

1 警戒宣言時対策

(1) 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

土木監理班は道路の点検を行い、危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置を執るとともに、関係機関に連絡する。

(2) 車両の交通規制

交通の混乱を防止するとともに、交通安全と円滑な避難を図るため、交通規制の必要がある場合は、警察機関に要請する。

(3) 応急対策資機材の準備

道路の破損等が予想される場合、応急対策用資機材の在庫把握及び建設業者等に対し、応急復旧の出動準備を要請する。

(4) 運転者の執るべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置を執る。

ア 走行中の車両

a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

b 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

イ その他

避難のために車両は使用しない。

2 警戒宣言前からの準備的行動

東海旅客鉄道株式会社は、東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

市は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

《参考 強化地域に関する交通規制等》

1 交通規制

警戒宣言が発せられた場合、一般道路における車両の通行制限は次による。

(1) 一般道路

ア 中津川市での車両の走行は極力抑制

イ 中津川への車両の流入は極力制限

ウ 中津川市からの車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(2) 中央自動車道

警戒宣言が発せられた場合、土岐インターチェンジから長野県境間を通行止めにし、飯田山本インターチェンジから中津川市への流入を制限する。

2 バスの運転

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずる。

(1) 危険箇所・避難地の調査、周知徹底

運行路線にかかわる山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、教育・訓練等により従業員に周知徹底する。

(2) 情報の収集・伝達

注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン等による情報収集に努める。

(3) 注意情報発表時、警戒宣言発令時

注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示を行う。旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。

また、滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第9節 緊急輸送対策

【方針】

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

【実施担当部】

総務部 建設部

【実施内容】

1 警戒宣言発令時の対策

(1) 緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次によるものとし、各実施機関であらかじめ定めておく。

ア 応急対策実施要員

イ 地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材

ウ その他、県または市警戒本部が必要と認める人員、物資等

(2) 緊急輸送車両の確認

県、県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令に基づき、緊急輸送しようとする機関の申出により緊急輸送車両の確認を行う。

緊急輸送しようとする機関は、県知事又は県公安委員会に緊急通行車両確認証明書の交付を申し出、標章及び証明書の交付を受ける。

なお、緊急輸送車両の確認手続の事前届出制度について整備し、スムーズな交付を図る。

(3) 緊急輸送道路

緊急輸送道路は次のとおりとする。県警察は、緊急輸送道路のうち国道19号、21号及び中央自動車道について、優先確保する。

ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路。県が指定する。

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路。県が指定する。

ウ 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路。県が指定する。

(4) ヘリコプター離着陸場の確保

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

(5) 輸送手段の確保

管財班は、発災後に備えて、所有する車両を準備し、車両が不足する場合は必要に応じて運送業者等に対し車両の準備を要請する等、緊急通行車両の確保を図り、緊急輸送ができるよう備える。

なお、都市計画班は、本部連絡員室と協議の上、確保された車両によって緊急輸送体制を整

える。管財班は、所有する車両等を準備、調達を行うが、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

2 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、各関係機関で警戒宣言前から次の措置を実施する。

- (1) 県警察による交通規制の準備
- (2) 県及び県警察による緊急輸送車両の確認の準備
- (3) 市及び県による車両の確保
- (4) 県による災害応急対策等に必要な輸送車両の確保等に関する協定に基づき、県トラック協会に態勢の確認
- (5) 市及び県によるヘリコプター臨時離着陸場の確保
- (6) 県及び県警察による保有ヘリコプターの待機
- (7) 県による災害航空応援協力協定に基づく民間ヘリコプターの確保

第10節 物資等の確保対策

【方針】

市及び県は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制整備を図る。

【実施担当部】

産業振興部

【実施内容】

1 警戒宣言発令時の対策

(1) 物資確保体制の整備

市は、警戒宣言の発令とともに、地震の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡を取り、食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

また、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体を通じ、または直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

(2) 関係指定地方行政機関の協力

ア 育児用粉乳、おにぎり・弁当・缶詰等応急食品 … 農林水産省

イ 生活必需物資 … 中部経済産業局

ウ 災害復旧用木材 … 中部森林管理局

2 警戒宣言前からの準備的行動

市は、警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等や食料の調達体制を確認する。

第11節 保健衛生対策

【方針】

市は、医療関係機関の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

【実施担当部】

健幸福祉部 生活環境部 市民病院

【実施内容】

1 医療・助産

(1) 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、次の措置を講ずる。

ア 警戒宣言発令の周知徹底

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

イ 地震防災対策本部の設置、病院（診療所）の防災処置

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検並びに医療機器、備品、薬品等の転倒防止、移動防止及び出火防止対策を実施する。

ウ 入院患者の安全対策

エ 救急患者を除く外来診療の中止

オ 医薬品、食料物資等の確保、医師の確保等の発災後への備え

医療機関は、地震発生後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。また、医師をはじめとした職員について、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図る。

(2) 医療救護班の編成待機

子育て・健幸班は、医療関係者の協力のもとに、傷病者及び助産を必要とするものに対する医療及び助産に必要な医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検を行い、活動体制を整える。

(3) 医薬品等の確保

市、県、岐阜県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の円滑な確保を図るため、必要な措置を講ずる。

ア 医薬品等（血液を除く。）の供給体制

市は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、市内及び近隣自治体の主な製造業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。

県は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な供給を図るため、県内及び近隣の主な製造業者並びに卸売業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。

イ 血液の確保

県は、輸血用の血液について、血液センターに対し緊急輸送の準備を要請する。

2 清掃

警戒宣言が発せられた場合、環境事業班は、ゴミ及びし尿の処理活動に必要な清掃班の編成、必要な資機材等の整備点検及び車両の確保を行い、活動体制を整える。また、避難場所に仮設便所が設置できるよう資機材の調達準備を行う。

3 防疫

子育て・健幸班は、地震発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに、防疫活動に必要な車両の確保準備を行う。

4 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の医療救護対策が円滑に実施されるよう、警戒宣言前から次の措置を実施する。

- (1) 医薬品、衛生材料及び医療用具の在庫の把握
- (2) 救護所の開設準備
- (3) 医療救護班の編成、派遣準備
- (4) 市民病院等の空きベット数等受入れ態勢の確認
- (5) 市民病院等は、病院の耐震性に応じた患者の移送の措置又は検討若しくは準備

第12節 生活関連施設対策

【方針】

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

【実施担当部】

上下水道部 (各事業者)

【実施内容】

1 水道

(1) 警戒宣言時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者(市)は、飲料水の供給を継続するため、配水池の推移をできるだけ高水位に維持するものとする。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

水道事業者(市)及び県は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し、出動準備を要請する。

県は、給配水資機材生産者等の保有資機材について在庫量を把握するとともに、生産者等に対し必要な資機材の保管及び放出の準備を要請する。

イ 応急給水

発災後の浄水作業不能の事態に備え、配水池が満水となるよう運転管理する。また、配水池から飲料水を運搬、供給するため、給水車、容器等の給水用資機材及び浄水機、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水活動の出動態勢を整える。

県は、被害が甚大な場合に水道事業者で対応することが困難となる場合に備え、自衛隊又は県下の市町村及び他都道府県の応援が得られるよう準備体制を整える。

2 電気

(1) 警戒宣言時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

電力会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

3 ガス

(1) 警戒宣言時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するものとする。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

4 公衆電気通信の確保

(1) 警戒宣言時の重要な通信の確保

公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、県、市等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想され、NTT西日本株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとる。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

NTT西日本株式会社は、岐阜エリアにポータブル衛星通信システム等を配備するとともに、長期停電に備えて移動電源車を配備し電源の確保を図る。また、応急復旧に必要な資器材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図り、不足すると予想される資器材について、NTTグループ各社の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともにNTTグループ各社に対し、出動準備を要請する。

5 報道

報道関係機関は、地震予知情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努める。そのため、地震予知情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり実態に即応した報道体制の整備を図る。なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、地震予知情報等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。

6 金融

東海財務局岐阜財務事務所、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 民間金融機関

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求める。なお、強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

(2) 保険会社

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置を取った場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

(3) 証券会社

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置を取った場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

7 郵政事業

強化地域外の郵便局にあっては原則として、平常どおり業務の取扱いを行う。

8 警戒宣言前からの準備的行動

市は、配水池等での飲料水確保態勢を確認し、応急給水の準備を行う。

各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行う。

第13節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

【方針】

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、県内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、具体的な交通規制の実施や鉄道の運行停止を踏まえて対策を講じる。

【実施担当部】

市長室 生活環境部 産業振興部

【実施内容】

1 警戒宣言時対策

警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内における東海道新幹線の運転停止、強化地域方面への流入制限の措置が取られることによって、就学者、学生、旅行者、強化地域方面に自宅がある者の帰宅等が困難になることが予想されることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

宿泊休養施設、運動施設及びレジャー施設等の管理者は、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備えるものとする。

2 警戒宣言前からの準備的行動

市及び公共交通機関は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。また、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。

第14節 公共施設対策

【方針】

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

【実施担当部】

建設部 上下水道部 総務部 その他施設を管理する部局

【実施内容】

1 警戒宣言時対策

(1) 道路

土木監理班は、人命の安全と交通の混乱を防止するため、他の道路管理者及び警察機関と連携のもとに、道路管理上必要な措置を執るとともに、道路の応急復旧のため建設業協会、建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

(2) 河川

土木監理班は、他の河川管理者と相互に連携し、必要に応じて河川の応急復旧のための建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また、危機管理班は、水防用資器材の備蓄数量の確認及び整備点検を行うものとする。また、河川管理者の要請に応じて水防団の待機体制をとる。

(3) 下水道

上下水道班は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

ア 災害対応組織の編成

a 職員の召集及び役割分担

b 関係機関との情報交換（警察、道路管理者、電気、ガス、水道及び県の下水道課）

イ 管渠

a 発災後の調査や緊急措置のための資材の確保

b 調査用機材、応急用器材の点検

ウ 浄化センター

a 点検箇所：機械設備

(ア) 火災及び爆発のおそれのある設備（ガスホルダー、燃料貯蔵タンク等）

(イ) 劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等）

b 点検箇所：電気設備

(ア) 中央監視設備（電気設備の稼働状況）

(イ) 火災のおそれのある設備（受変電設備）

(ウ) 漏洩等による火傷のおそれのある設備（制御電源設備）

(エ) 防災設備（防災設備、非常用通信設備）

(4) 庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講じる。また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

- ア 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- イ 無線通信機器等通信手段の整備点検
- ウ 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- エ 電算機、複写機、機械室等の被災防止措置
- オ その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- カ 飲料水の緊急貯水
- キ エレベータの運行中止措置
- ク 出火防止措置及び初期消火準備措置
- ケ 消防設備の点検

(5) 工事中の建築物その他工作物または施設

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。特別の必要により、補強、落下防止等を実施するにあたっては、作業員の安全に配慮する。

なお、倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに市町村に本部に通報する。

2 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

第15節 大規模な地震に係る防災訓練

【方針】

東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

【実施担当部】

市長室 消防本部 各担当部局

【実施内容】

1 防災訓練

市及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協働体制の強化を目的として、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとし、少なくとも年1回以上実施する。なお、防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含む。

2 訓練の検証

市及び防災関係機関は、東海地震の広域な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行う。

3 市の訓練

市は、県、防災関係機関及び自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 余震に関する情報等情報伝達訓練
- (4) 車両による避難訓練

第16節 地震防災上必要な教育に関する対策

【方針】

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育を推進する。

【実施担当部】

総務部 市長室 教育委員会 その他施設を管理する部局

【実施内容】

1 職員に対する教育

市は、地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

市は、住民等に対する教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒に対する教育

幼稚園、保育所・認定こども園、小中学校は、教育委員会等と協力して、地震防災上必要な教育を推進するものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づき執られる措置の内容
- (2) 予想される地震、被害に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合、時と場に応じて具体的に取るべき行動に関する知識と具体的な行動訓練
- (4) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (5) 平素幼児、児童及び生徒が実施しうる防災対策の内容
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

5 自動車運転者に対する教育

6 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。